



NS ユナイテッド海運グループ人権方針

NS ユナイテッド海運グループは、グローバルに事業展開する企業としてグループ企業理念を制定し、その実現にあたって「行動基準」を定めております。今般、そこに謳われている人権を尊重することが企業として果たすべき社会的責任であるとの認識の下、新たに「NS ユナイテッド海運グループ人権方針（以下、本方針）」を以下の通り策定しました。

1. 適用範囲

NS ユナイテッド海運グループは、いかなる雇用形態を問わず当社グループの全ての役職員に以下のことを求めます。また、NS ユナイテッド海運グループの事業活動に関連する、全てのビジネスパートナーの皆様にも、本方針への理解と協力を求めて参ります。

2. 人権尊重に関連する国際規範や法令

NS ユナイテッド海運グループは、「国際人権章典」をはじめ、「労働における基本的原則および権利に関する国際労働機関宣言」、「OECD 多国籍企業行動指針」、「2006 年の海上の労働に関する条約」ならびに「子どもの権利とビジネスの原則」等に規定された人権を尊重します。また国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき事業活動を行います。

また、NS ユナイテッド海運グループは、事業活動を行う各国・地域で適用される法令を遵守します。

国際的に認められた人権と各国・地域の法令との間に矛盾がある場合には、本方針に基づき国際的に認められた人権を尊重するための方法を追求していきます。

3. 人権の尊重

NS ユナイテッド海運グループは、国籍、人種、宗教、年齢、性別、心身の障がい、性的指向、生い立ち等その他不当な理由による差別を禁止します。また、長時間労働・ハラスメント・強制労働・児童労働の禁止、結社の自由および団体交渉権の尊重、最低賃金および生活資金の保障および職場における安全と健康の確保に努めていきます。

4. 人権の尊重に関する取り組み

NS ユナイテッド海運グループは、社長を委員長とする ESG 総合委員会や取締役会の監督の下、内部統制・コンプライアンス委員会が中心となって人権デューデリジェンスの仕組みを構築し、当社グループの事業活動やバリューチェーン上における人権に対する顕在的または潜在的な負の影響を特定し、それらを未然に防止・最小化するための取り組みを継続的に実施して参ります。

NS ユナイテッド海運グループは、人権尊重の取り組みやその進捗に関する情報を、ホームページや統合報告書等を通じて適切に開示していきます。

5. 是正・救済

NS ユナイテッド海運グループが事業活動において人権に対する負の影響を引き起こし、助長し、またはこれに関与したことが明らかになった場合、適切な手続きを通じてその是正および救済に取り組んでいきます。

6. ステークホルダーとの対話・協議

NS ユナイテッド海運グループは、関連するステークホルダーとの継続的な対話と協議を行い、人権尊重の取組みを改善・強化していきます。

7. 教育・研修

NS ユナイテッド海運グループは、本方針を浸透、遵守させるため、役員・従業員に対して適切な教育と研修を行っていきます。

2023/1/31